

－厚生労働省、日本年金機構－

厚生年金特例法の運用について(厚生労働大臣及び日本年金機構理事長宛て)

対象事業主等に対する納付勧奨等が適切に行われていない特例納付保険料の額(収入)

9億4583万円

1 厚生年金特例法の概要等

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）は、総務省年金記録確認第三者委員会の調査審議の結果、事業主が被保険者に支給する報酬又は賞与から被保険者の負担すべき厚生年金保険料を源泉控除していたにもかかわらず、当該保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合に該当するとする意見があった事案について、厚生年金保険の給付対象とするための年金記録の訂正を行い、また、事業主に対して、未納の厚生年金保険料に相当する額に厚生労働省令で定める額を加算した額（以下「特例納付保険料」という。）の納付の勧奨を行うなどするものである。

厚生年金特例法や、社会保険庁が作成して日本年金機構（以下「機構」という。）に引き継がれた「厚生年金特例法業務処理マニュアル」（以下「マニュアル」という。）等によれば、機構は、厚生労働省から特例納付保険料の納付の勧奨等の事務の委託を受けて、厚生年金特例法に係る業務を、次のとおり行うこととされている。

- ① 機構の年金事務所は、未納の厚生年金保険料に係る期間を有する者（以下「特例対象者」という。）に係る資格の取得及び喪失の年月日、標準報酬（標準報酬月額及び標準賞与額をいう。）等の記録（以下「資格記録」という。）の訂正を行う。また、納付の勧奨等の状況を記録するための勧奨原票を作成する。
- ② 年金事務所は、資格記録の訂正処理を行った後6か月の間（以下「当初勧奨期間」という。）に3回、特例対象者を使用しているなどの事業主又は法人である事業主に係る事業が廃止されているときその他やむを得ない事情があるときは当該法人の役員であった者（以下、これらの者を合わせて「対象事業主等」という。）に対して納付勧奨状による特例納付保険料の納付の勧奨（以下「納付勧奨」という。）を行う。また、年金事務所は、所在不明等のため納付勧奨ができない対象事業主等の所在調査等を商業・法人登記簿謄本、住民基本台帳情報等を用いて行う。
- ③ 年金事務所は、対象事業主等が特例対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないことが明らかであると認められる事案において、当初勧奨期間内に当該対象事業主等から特例納付保険料の納付の申出がなかったとき、当該対象事業主等に対して納付勧奨ができないときなどには、当該対象事業主等の氏名等を機構本部に月1回報告して、機構本部は、ホームページでこれを公表する。
- ④ 年金事務所は、③の公表を行った後10か月の間（以下「再勧奨期間」という。）に3回、対象事業主等に対して納付勧奨を再度行う。また、年金事務所は、所在不明等のため納付勧奨ができない対象事業主等の所在調査等を引き続き行う。
- ⑤ 年金事務所は、再勧奨期間内に対象事業主等から特例納付保険料の納付の申出がなかったとき又は対象事業主等に対して納付勧奨ができないときは、当該対象事業主等の氏名等を機構本部に年1回報告して、機構本部は、国が特例納付保険料の額に相当する額を負担する場合に該当する旨を厚生労働省に報告する。
- ⑥ 厚生労働省は、機構からの⑤の報告に基づき、一般会計から年金特別会計に特例納付保険料の額に

相当する額を繰り入れた後に、機構本部に対して、国が特例納付保険料の額に相当する額を負担した旨を通知して、機構本部は、ホームページでこれを公表する。

2 本院の検査結果

総務省年金記録確認第三者委員会の調査審議の結果、対象事業主等が特例対象者に係る厚生年金保険料の納付等の義務を履行していないことが明らかであるとされ、かつ、26年3月31日までに対象事業主等から特例納付保険料の納付が行われていない事案計7,016件を対象に、特例納付保険料の納付勧奨等の実施状況等について検査した。

検査したところ、機構の全312年金事務所のうち199年金事務所の2,451件の事案（これらに係る特例納付保険料計9億4583万5千円）について、年金事務所は対象事業主等に対する特例納付保険料の納付勧奨等を適切に行っていなかった。これらを態様別に示すと、次のとおりである（各態様に重複して該当している年金事務所がある。）。

- ア 対象事業主等に対する特例納付保険料の納付勧奨が所定の回数行われていないもの（イ又はウに該当するものを除く。）（126年金事務所、1,020件、これらに係る特例納付保険料計4億1696万円）
- イ 当初勧奨期間内に対象事業主等から特例納付保険料の納付の申出が行われないなどしているのに、年金事務所から機構本部に対する所定の報告が行われていないもの（151年金事務所、1,251件、これらに係る特例納付保険料計4億4549万円）
- ウ 再勧奨期間内に対象事業主等から特例納付保険料の納付の申出が行われないなどしているのに、年金事務所から機構本部に対する所定の報告が行われていないもの（36年金事務所、180件、これらに係る特例納付保険料計8338万円）

また、機構本部は、年金事務所内で納付勧奨等の進捗状況を的確に把握して、その状況を機構本部に報告することをマニュアル等に記載しておらず、上記ア、イ及びウの事態が生じていることを把握していなかった。

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

機構において、対象事業主等に対する特例納付保険料の納付勧奨等をマニュアル等に従って適切に行っていなかった事案について、マニュアル等に定められた処理を完結させるよう是正の処置を要求するとともに、今後、厚生労働省及び機構において、厚生年金特例法の運用が適切に行われるよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

- ア 機構において、対象事業主等に対する特例納付保険料の納付勧奨等の進捗状況を年金事務所内での的確に把握して、その状況を機構本部に報告するようマニュアル等の改正等を行い、また、年金事務所に納付勧奨等をマニュアル等に従って適切に行うことを周知徹底すること
- イ 厚生労働省において、対象事業主等に対する特例納付保険料の納付勧奨等がマニュアル等に従って適切に実施されるよう、機構に対して必要な指導監督を行うこと